

予算特別委員会会議録(3)(12.2定)			
日 時	平成12年 6月29日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時07分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、秋山副委員長、横田・成田・松本(光)・斉藤(裕)・中島・久末・渡部・武井・北野・斉藤(陽)各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員 長			
署 名 員			
署 名 員			
書 記			

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に渡部委員、北野委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

西脇委員が中島委員に、佐々木勝利委員が武井委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、大島委員が斉藤裕敬委員にそれぞれ交代いたしております。

この際、資料要求があれば申し出願います。

斉藤(裕)委員

伍助沢の維持管理業務委託に当たって、仕様書並びに契約書が配られておりますけれども、施設管理維持計画書、運転計画書の資料請求をいたします。

(環境)管理課長

斉藤委員の伍助沢の業務委託管理に係る業務計画書及び運転計画書の資料の要求でございますけれども、伍助沢の埋め立て処分の委託は、3月の議決以降4月1日からの埋め立て開始という期間の長さの中で、当初その準備活動に忙殺されていたということを知っております。

その中で、委託業者と担当主幹との間の中でそれぞれこの経過があったというふうに思っているわけですが、担当主幹が長期不在のため、その書類の存在を現在確認できてございません。

その意味では、この委員会にこの業務計画書並びに運転計画書についての資料を提出することはできないと考えてございます。誠に申しわけないというふうに思っております。

斉藤(裕)委員

今の資料が出てこないという理由、全く理解できませんし不愉快です。と申しますのは、ご事情があって主幹が不在と、私たちも承知しております。しかし、これは環境部全体で取り組むことであって、担当主幹の方がご不在なのだったら、それこそ担当されていたその業務の内容を環境部の中で補完するのが当たり前ではないですか。

忙殺されていたという話ですけども、業務計画書、これは仕様書の提出書類、第12条に載ってますけれども、これは速やかに提出しなければならない、こうあるんです。維持管理の計画書がなければ、どんなことをやっているかわからないわけです。そんな見当たりませんごとき理由というのは、全く承諾できません。運転計画にしたってそうです。この2つはセットで提出されるべきなのです。

今の説明からいきましたら、担当主幹の方がご不在になってから、だれも伍助沢は目を向けていなかったということなのですか。担当者の方がご不在だったら、なおさらほかの方たちがその業務に当たられてたと思いますよ。だとするならば、当然どんなことをやるんですか、どんな人員配置で、どんなことをやっていくのですか、私たちの求めているのはこうですよ、あなたたちの考えを出してください、それで業務の確認をして委託するのではないですか。しかも随意契約ですよ。全くずさんとしか言いようがありません。

実際はあるのですか、ないのですか。見当たらないなんていういいかげんなことを言ってますけれども、私はそういう答弁でしたら、委託業者にあなた任せで、実際は自らが義務づけた計画書を提出さえ求めなかったのではないか、こういう疑念さえ覚えるのです。その辺説明してもらわなかったら納得できません。

(環境)管理課長

1つには、先ほど私、資料を探して存在確認できないということでございますので、言いかえをいたしますと、資料、現在のところはないという形でご理解をしていただきたいと思います。ただ、実際の業務に当たっては、それぞれ今まで实际的に直営で業務管理運転してました当時の伍助沢廃棄物処理場の場長と担当主査がそのまま引き続き業務体制に入ってございまして、そういう面では、実際の業務につきましては、毎日の作業指示、それから協議の中で業務自体はそのまま継続してできたというふうに考えてございます。

また、6月以降ですけれども、担当主査から報告を受けながら、私も従前伍助沢の場長をやっていた経過がございますので、そういう中で協議をしながら実際的な埋め立て業務に当たっていたということで、実際的な業務に支障はなかったというふうにとらえてございます。

斉藤(裕)委員

この計画書を提出を求めた最大の理由、私は先日議員の立場ではなく情報公開条例の手続をいたしました。皆さんの資料を閲覧したわけです。議員の権限でなく一般市民の方でもできる権限です。その結果、これと同様の計画書、あなたたちはつくっていなかったじゃないですか。さもさも立派な発注仕様書をつくっているけれども、中身を守られなかったら何も意味ないです。それがきっかけになって、今回もしやと思って伍助沢を資料請求したわけです。これは議員の立場です。

見当たらない。最初からなかったということ認めるのだったら、質問もそれなりに前へ進めますよ。でも、あなたたちの言い回しというのは、見つからないんだ、あるんだと。

業務には支障なかった、だから心配するなど。こんなでたらめなことやってたら質問に入れません。

委員長、手元でですね、環境部はあると言ってるから、それで手元で整理していただけませんか。

(環境)管理課長

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、当初私がご説明申し上げたのは、委員からの資料請求に基づきましてその所在を確認いたしましたけれども、資料的にはございませんでした。

こういう意味でご答弁を申し上げたつもりでございますので、資料的には私どもがこれから探して見当たるというふうに。今現在探した結果でございますので、ないという形で押さえてございます。

助役

今担当課長の方から、指摘されましたその2つの資料につきましては提出をされていないというような答弁をさせていただいておりますが、斉藤委員のご指摘はごもっともでございます。先ほど原部の方から事情も説明をさせていただきましてけれども、その事情は事情として別にいたしまして、契約書の中で提出を義務づけされているものが提出されていないということは、大変大きなことでありまして遺憾なことであります。

したがって、市の方の担当部の指導といいますか、そういったことにも問題はありましたけれども、業者の方にも厳しく指導をしてまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

斉藤(裕)委員

確認しますよ。とってなかったのですね。

助役

先ほどの担当課長の答弁では提出されていないというふうに、私も理解をしております。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

武井委員

北海道新幹線について

市長は北海道新幹線促進後志小樽期成会の会長をなさっていらっしゃいますので、そういう立場でお尋ねをしたいのでございますけれども、いよいよ新幹線も7月1日から北海道新幹線環境影響評価準備書の縦覧が行われるわけで、一歩進んだのかなと思っております。したがって、これからの見通し、これは着工も含めてです。それから予算、これは自治体の負担などはどういうふうに言われているのか、それから、今後の見通しの計画の中で完成年度はどの辺に置いてやるのかを、まずお聞かせ願いたいと思います。

企画部長

新幹線の問題につきましては、市内の経済団体の方々、あるいは議会の皆さん方、ともに新幹線の早期実現に向けて国の方にも強く要請をしてきたところでございます。その主な内容としましては、新青森～札幌間の着工を明記してほしいということ。それから、環境影響評価の早期完了と速やかな着工を願いたい。そして、建設スケジュールについては、全線フル規格で10年以内に完成してほしい。こういう3つの項目を立てて要望をしてきた経過がございます。

今回、鉄建公団の方から環境アセスメントに係る準備書の作業は終わったということで、縦覧の手続に入りたいと、こういうふうな状況が来ております。基本的には、これは当然建設実現に向けての前段階の手続といえますが、そういうものになる。大きな手続になるわけでございますけれども、見通しということでございますが、現段階では、いつからどうするかという話には明確にはお答えできない。ただ、これは現在の政府あるいはその当時の自・自・公の合意の中では、環境影響評価の調査を終了後着工するという、「着工」という言葉が明記されたというようなことがひとつ明るい材料としてあるかと思っております。

いずれにしましても、先ほど言いました強く要望しております中で、できるだけ早く実現に向けて努力をしていただきたい、あるいは実現していただきたい、こういうことを要望していかなければならないというふうに思っております。

それから、自治体の負担という問題でございますが、実はこれについては平成8年の段階で政府与党合意の中で、方針、考え方、新しいスキームが示されております。その中では、自治体の負担金は国の半分、国の負担する半分ということで、全体のおおよそ3分の1くらいになるのではないかと、こういう考え方が示されております。

ただ、これにつきましても時代の変化あるいはこれからの着工に向けて、あるいは開通に向けて相当の年限を要するわけでございますので、やはりそのことも考えて、例えば見直し等もあり得るかもしれませんし、これは何とも言えない状況にあります。

それから、完成年度でございますが、先ほど言いましたように着工の時期は明確になっておりませんので、いつということは私どもの段階では明言はできないということになります。

市長

新幹線の関係で、今企画部長からお答えしましたけれども、いわゆる昨年末の当時の与党3党の合意で、今話したように新しい基本スキームの中に青森と新札幌間の着工を明記するというひとつの合意です。それから、環境影響評価の早期完了と速やかな着工、そしてフル規格による10年以内の完成と、こういう与党3党の合意があります。

一番の問題はやはり財源問題だと思いますけれども、財源をどうするかというのが一番のネックでございまして、今回新たな国会の構成といえますが、そういう状況にもなりましたので、どういうふうに今後推移していくのか、そういう状況を見ながら、また今後の見通しもそういった中である程度明らかになってくるのかなと、こんな感じを持っています。

武井委員

アウトラインだけは見えました。ただ、問題なのは従来の新幹線の経緯、あるいは今までの労使間の交渉などを見ますと、新幹線との並行線、すなわち在来線のことだと思いますが、これは廃止をすることを前提にしているという答弁が出てくるわけなんですけれども。確か昭和62年だと思いますが、新谷市長が就任して間もないころ、札幌間は大丈夫だと、これはドル箱だから恐らくならないだろうという明快なお言葉をいただいています。心配なのは小樽から長万部までのことですね。これらのことなどを頭の中に入れて期成会の会長として運動を起こしたのかどうか、その辺りをお答えください。

市長

昨年から期成会の会長を仰せつかっておりますけれども、当面の対策として、早期着工といえますが、そのことが主眼でございまして、それに向けて運動を進めてきたわけでございますけれども、この中では在来線の問題につい

ては一言もまだ触れてないのですね。ですから、当時新谷前市長がお話しした内容からそう踏み込んではいないのかなという感じは持ってますけれども、在来線の関係についても協議会みたいのがあるようでございますけれども、その会議にはご案内ありませんけれども、そんな中でどういう動きになっているのか、もう少し確認してからご報告したいと思います。

武井委員

今まで在来線については触れてないと、こういうふうに理解していいのですか。

市長

昨年来の中では、一度も在来線については触れてないということです。

武井委員

フル規格でやるのか、在来線を使うのかということで、本州方面の経過を見てもですね、在来線がなくなるのであれば、フル規格でなくて在来線を使った新幹線の方がいいというのを選択したところもあるやに聞いてますし、また、今、青森までの着工の中で、こういうことは聞いてなかったかのようにして反対運動が起こっているというようなことも耳にしています。

したがって、一方では新幹線を走らせる、一方は在来線をなくすなど、こうなりますと、働く人たちの問題が大きくなってくるわけです。新幹線は少ない停車駅ですから、結局在来線に働いている人が少なくなる。それが沿線の人たちに経済の面でも大きな影響を与えます。

特に、在来線がなくなるとバスに負託するわけですが、そうしますと、そのバス代が、岩内線あるいは胆振線を見てもわかりますが、なくなったときとなくなる前のバスの値上がり問題、これは調べればすぐわかるわけで、私も会報に載せて出したことがありますけれども、そういう意味で非常に市民生活に大きな影響を与えます。

したがって、今後の在来線の問題もですね、聞いていないという、論議されてないという今の話ですけども、ぜひともこのところを中心に含めて、市長は会長という立場で議論してほしいと思いますけれども。

市長

お話のとおりかと思しますので、在来線の問題について今後期成会の中でお話をしていきたいと思ひますし、今回、有珠山の噴火で函館本線というものも改めてまた見直しをされたといひますが、そんなこともありますので、状況の変化ということもあるので、今後そういったものがどう取り扱われていくのか十分見きわめながら、関係市町村の関係の皆さん方と十分協議していきたく思ひます。

武井委員

今月に入りましてからのマスコミの報道でございますけれども、余市町を中心にしまして、今小樽から先の電化の促進の運動が展開されているということが報じられております。署名運動だとかやられている模様ですが、これは小樽市にも要請が来てますか。

企画部長

特に私どもには要請は来ておりません。

武井委員

私は今の在来線と新幹線の関係で言うのですけれども、新幹線が通って、なくなるものを金かけて電化をすると。しかも10年でできるというものをですね、10年後を見越して電化をするバカいないわけですね、赤字ですから今JRは。ですから、これは反対運動の一つかなと。電化をさせるということはなくさせないという運動の一つかなと私は理解しているのですが、その辺りはどういうふうに思ひますか。

企画部長

真意はよくわかりませんが、単純に考えますと、1つは、ぜひ自らの土地に多くのお客さんを呼びたいというのはひとつあるのかなと。と申しますのは、札幌～小樽間は電化がされている。余市まで延ばしたいとすれば、

やはり直につながっていくような、そういうことを余市町としては模索をしていこうと、こういうような考え方があるのかもしれない。その辺はよくわかりませんが、そんなことが考えられるのかなというふうに思います。

武井委員

今後はこれを広げていきたいという記事のようでしたが、小樽に要望が来た場合は受けるつもりですか。

企画部長

どのような理由あるいは内容で要請があるかわかりませんが、当然のことながらその内容によってですね、例えば手を取り合っていける部分があればやっていかなければならないでしょうし、あるいは管内の振興につながっていくのであれば、やはりそういう視点に立って運動していくことも必要かというふうには思っております。

武井委員

今ごみの問題の広域収集もうわさされております。また、この新幹線の問題でも市長が会長になって今進めて期成会をつくってもらって、みんな団子になって頑張っている。一方では今のような問題が出たときに、小樽は知りませんというわけには。私は、今その中身によってというような部長の答弁ですけれども、やはりそういう意味ではこれは協力を全面的にしてあげるべきだと思うんですが、いかがですか。

市長

電化の話は私も新聞記事しか見てませんので正式に話は聞いておりませんので、詳しい内容はわかりませんが、仮にもし要請があればですね、これはまた費用対効果という問題もありますし、相当の投資もあるでしょうから、それからJRとしてどういう考えを持っているのかということもありますから、その辺よく話を聞いた上で対応してまいりたいと思います。

渡部委員

ポートセールスについて

ポートセールスに関連して、港湾部の方から、引き合いがあるというような話が以前ありました。つい最近になって、ほかのところから小樽にコンテナ船を何とか入れたいというような動きでの話が流れてきております。港湾部の方で把握しているでしょうか。

港湾部長

コンテナ航路の件についてでございますけれども、私どもといたしましては、従前から小樽港利用促進協議会、この下部組織の中に航路拡充プロジェクトといったものを設けまして、三位一体となりましてコンテナ航路なり外航の航路誘致活動を行ってきてございます。

そういった中、たまたま日本の船社でございますところから接触しておるわけですが、その中で小樽港に関心を示されている商社もございまして、そういった商社とともに、私どもとしてはその商社の意を受けながら、集荷、貨物の動向を含めて調査をしております。

それをもちながら、航路誘致に向け、さまざまな角度から今調査をしているわけですが、これからもその商社を大事にしながら、相手のあることでございまして、なお一層積極的にそういった方々と接触を持ちながら航路誘致に努めていきたいと思っております。

渡部委員

実は一つの動きとして、苫小牧のコンテナターミナルに本船を入れても時間どおりになかなか揚げ積みができないといったことから、ひとつ事前協議の段階においても、ターミナルではなく、もしバースがあいていないのであれば公共バースにつけて、自船のクレーンで荷役を行いたいというような面での書類も流れてきております。そういった面からすると、小樽での話については積極的な取り扱い含めてあるのかなと見てございまして、代理店なん

かでも調査に入っているやに、この小樽からではなくほかの港からの情報として入っております。

それで、コンテナ船がもし近々含めて小樽港に入港したい、するとした場合、どの場所で荷役となるのか、その点についてはいかがでしょうか。

港湾部長

仮にコンテナ航路が誘致された場合はどうなのかということでございますけれども、私ども従前から港町埠頭の再開発を進めてございます。その中で、今現在我々としては、この4月に全面供用開始してございますけれども、ここのセンター部というのは計画上につきましても多目的外貿埠頭ということで位置づけてございまして、当面は仮にコンテナが来られた場合にはそういった外貿コンテナ埠頭も視野に置いてございますので、施設、荷さばき地もそうなんですけれども、そういった対応をできるようにしてございますので、とりあえずそのところにまず一つは接岸させようかなと、このように考えてございます。

渡部委員

港町埠頭の話が出ました。先端、現状マイナス13メートル。ガントリーの設置は可能かどうか。それから、港町埠頭でどこかに先端以外にガントリーを設置する、基盤上大丈夫なのか。

もし基盤上で完全な整備がされていないとした場合、ジブクレーンをそこに設置するといった場合、移動を含めて地盤的に大丈夫なのかどうか。

それから、同時に港町埠頭整備に当たって、将来的にコンテナ、いわゆるユニット貨物を視野に入れた整備ということでありました。必然的に、ユニットロードを含めてユニット貨物ということになった場合、大型の揚げ積み機器が必要です。一般的にクレーンですね。そういったものが必要ですけれども、コンテナ船の話含めて、これから港町埠頭の供用と同時に港湾荷役にかかわる面での大型機械における考え方、当然以前のときから業者間含めて協議をしておりますということでありましたけれども、現状どのような協議をされて、そして、どう設置しているのか。そこらの面お聞かせいただきたいと思います。

港湾部長

港町埠頭の利用についてでございますけれども、第1点目のガントリーが可能かどうかということでございますけれども、ここの埠頭につきましては、港湾計画上は多目的埠頭ということで外貿を含めた船が接岸できるような計画にしております。その中でコンテナを扱えるという位置づけも視野に入れてございまして、まずガントリー機械の設置が可能かどうかということでございますけれども、荷役機械におきましてはガントリーばかりではなくてジブクレーン、クローラクレーンというクレーンもございまして、そういったものも対応できるということでございます。そんな中で、当初私どもはこの部分につきましてはジブクレーンで対応していこうかと考えてございまして、当面ガントリーの設置は計画上では考えてございません。

それと、2点目でございますけれども、その岸壁につきましては安全上どうなのかということでございますけれども、やはり岸壁をつくる場合には積載荷重のことが条件的にあるわけですが、今お話しのように、クレーンをつける場合につきましては、ガントリークレーンということではなくて、当面はやはり、本州のところが違いました地方港でございますので、コンテナの数も相当数多くは見込めないということでございまして、ジブクレーン等で対応できるのではないかとということで、そういったことを前提の中の構造計算になってございますので、ガントリークレーンの乗った場合には安全かどうかということにつきましては、そこまでちょっと確認はしてございません。

ただ、ジブクレーン、クローラクレーンで対応できる状態にはなっております。

それから、3点目でございますけれども、今後のコンテナ航路が誘致された場合の荷役機械等の設備でございますけれども、コンテナ航路が誘致されればそういった機械がなければ作業ができないわけでございますので、私どもとしては当然そういったものは今後つくるといふことがあるけれども、はっきりした段階で整備を進めていこう

と考えてございます。

渡部委員

もともとガントリークレーンを設置するという、その規格に合わせた港町埠頭、つまり突端はそういう構造でなかったのです。なぜかといいますと、あそこは沖出しにしていこうということで、防波堤からの波をできるだけ散らしていこうという、そういう構造を突端の方ではとっておりますから、今ガントリーを設置するというのはとても無理なことです。私は突端に関してはジブクレーンでも基盤上どうなのかなという、いささかなりとも不安な要素を持っております。ですから、その面での話を聞いてみたのですけれども、突端の場合、今石狩で使用しているクラスのジブクレーンをそこで採用するといった場合、移動しても何しても地盤的に大丈夫なのかどうか、これを改めてお聞かせいただきたいと思います。

(港湾)工務課長

ただいまジブクレーンが港町の先端で構造的に大丈夫かどうかというお話でございますけれども、港町埠頭の先端につきましては、荷さばき地コンクリート舗装ということで考えておまして、実際にコンクリート舗装でやっております。今言われてますジブクレーンの強度計算等につきましては、現在、直轄の方にもその検討を依頼しております。近々その結果が出てくるということで聞いてございます。

渡部委員

結果が出ましたらまたお知らせください。

それと、港湾部長から答弁ございました、なぜ多くの投資をもって港湾整備に当たるのか、これはもう10何年来の質疑の中で出ていることです。過大投資ではないのか、なぜ港に。そのときに港湾部はこぞって、将来の港、使いやすい港、利用しやすい港、いつでも対応できる港づくりのためにその投資が必要であると、一貫してこのことを言ってきました。

確かに港湾の整備という面ではそのとおりかもしれませんが、しかし、港湾の整備につながるのは施設整備であります。施設整備との関係からしますとワンテンポもツーテンポも遅れている。むしろ港湾整備でしっかりとした基盤づくり含めて整備をするのと同時に、やはり港湾荷役あるいは上屋含めて土場そういった面で整備をしなければ、ただ単に港をつくっただけで本船が入るのかどうか、その点ですね。

したがって、やはり運動した中で港というものを考えていかなければ、せっかくの引き合い、あるいは打診なりということであっても、いまだそれに賄えるクレーンがそこがないということについて相手方はどうだろうか。いやいや、クレーンなんか要らなくても入った船の本船のデレックで揚げればそれまでと言われれば、確かにそのとおりです。しかし、効率的な問題、多目的な荷役といった場合については、その整備にふさわしい港湾施設が必要かと思っておりますけれども、改めて整備と施設にかかわる面の考え方についてお聞かせいただきたい。

港湾部長

確かに港湾整備につきましては、委員の言われるとおりでございます。ただ1つは、港湾整備につきましては多額の費用と時間を要するというので、一定の貨物を誘致するためにはそういった施設が当然必要なわけです。当然船も今近代化されてまして大型化してきてございます。そんな中、施設につきましてはそういった施設を求めていかなければならないし、また、機械設備につきましてはつけたからといってすぐ来るということでもないということも我々承知しておまして、そういう意味では、施設につきましては今言った航路の誘致ですね、船社等の協議の中で一定の見通しが立たないと投資が無駄になるということでございますので、そういった状況を見きわめながら対応していかなければならないだろう、こんなふうにしてございまして、今回もそうですけれども、やはりある程度めどが立った中で対応していくと。そのためには、その設備をするためには、工事と違いまして時間的にはそんなにかからない部分もございまして、その間、暫定的な対応も可能だということも頭の中に置きながら施設整備なり機器の整備をしていきたいと、こんなふうと考えてございます。

渡部委員

早目の対応、先見性、それから、誘致にやはり有利にといったことで、管理、操作といった面も含めて考えていくべきであろうというふうに思います。大型クレーンにかかわる面は、相当前にランドブリッジ、小樽に話がありました。

しかし、クレーンをめぐって入れるべきか入れないべきか、それだけのメリットがあるのかないのかとっているうちに苦小牧へ。ランドブリッジ、最終的にはもう何年か前になくなりましたけれども、やはり積極的に取り扱いをしていくということが大事であろうと。こういうことを指摘と要望をしておきたいというふうに思います。

渡部委員

北浜岸壁・北朝鮮への救援米について

北浜の公有水面の埋め立てに関する面、たしか今議会であったと思いますけれども、いつごろ完成されるのか。それから、エプロン、荷さばき地の舗装という面までもしっかりと考えているのかどうか。それから、民地がありますが、民地は市として行うということにもなかなかありません。しかし、一つの岸壁なり埠頭用地ということからいくと、当然整備をしていくことはごくごく当たり前なのかなというふうに思いますし、あそこに1本川が流れています。草ぼうぼうです。いろいろ環境上にも問題あるかと思しますので、そこら含めての整備についてお聞かせください。それが1つ。

もう1つは、北朝鮮の救援米について、第1船が無事出航いたしました。第2船の話がもう既に入ってきてます。室蘭港と小樽港ということですが、この計画についてお聞かせください。と同時に、現状小樽港の倉庫、上屋に備蓄米が何棟で何トンほど入っているのか。その中で道産米と外国産米の比率はどのようになっているのか。

(港湾)工務課長

北浜岸壁は平成10年度に埋め立て申請を行い、現在整備を進めております。北浜岸壁に隣接する形で手宮岸壁がございまして、手宮岸壁については今回埋め立て申請を出しているところでございます。北浜岸壁は平成10年から工事を進めており、平成13年度で完成する予定でございます。手宮岸壁は今回埋め立て申請を出しまして、12年、13年で完成する予定でございます。

エプロンの舗装の関係でございまして、現在工事をやっている関係で、約7メートルほどあったエプロンが前出しを行うことにより、約15メートルぐらいの広いエプロンになります。その関係で従来ですと、エプロンが狭くて背後地等の民地を使っていた部分でございまして、今後、運搬のトラック等につきましては新しくできたエプロンの中で通行が可能ということになりまして、民地の使用は少なくなっていくものと考えてございます。

それから、民地の整備についてでございますけれども、埠頭用地として必要なゾーンということは認識してございまして、民地の部分につきましては、今後これらの整備の手法を民地の所有者等とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

手宮川の管理等含め、手宮川の周辺でございますけれども、手宮川の管理は河川ということで土木でございまして、河口の部分については現在港湾部で整備してございます。それらにつきましては、今後とも土木部と協議を進めて管理していきたいと考えてございます。

(港湾)港政課長

北朝鮮への支援米船の第2船の動向についてでございますけれども、現在私どもの方に入ってきている動向につきましては、先ほど委員ご指摘の室蘭から小樽に回航され、米が運ばれるということでございます。室蘭からの積み出しが1,700トン、小樽からの積み出しが8,300トンという計画で、現在、先に室蘭に入りまして、小樽港入港予定は7月7日ごろと伺ってございます。また、これらの米の搬出倉庫につきましても、中央埠頭、勝納埠頭ということで、たしか4業者ということでも伺ってございます。

それから、現在市内にある米備蓄の能力あるいは倉庫の棟数でございますけれども、まず備蓄能力の関係でござい

い重要なことだと思んですが、まず全体的な評価がどのように推移しているのか。それから、各種調査で必ず出てきます満足度、あるいは再訪の希望、あるいは接客マナーとかホスピタリティーについてはどうか。この点について調査等がございましたらお教えをいただきたい。

観光課長

観光客に対して、委員ご指摘の満足度、再訪度といったことで調査をしたという経緯はございませんが、私どもでは、観光客の方から小樽観光に対する感想・提言などを寄せていただくという「観光ご意見箱」を7カ所に設置しております。

フェリーの乗り場あるいは小樽駅といったところでございますが、昨年の11年度の集約で申し上げますと、約300件のご意見をいただいているところです。

この意見の中には好意的な意見もございますし、逆に批判的なご意見もございまして、簡単に例を挙げますと、批判的な意見では、店員の対応が悪いというもの、それから、商品に不良品があるといったような内容もございます。逆に好意的な面では客の対応がいいというご意見もございます。それから、時間の関係で小樽の観光のスポットをよく見て歩くことができなくて残念だといった意見も寄せられております。

それから、これは私どもの調査ではございませんが、最近公表された旅行雑誌の中で、道内の人気観光地調査というもの公表されまして、その中で、これまで行って満足した、よかった道内旅行先というアンケートがございました。これは堪能率あるいは満足度といったものに該当すると思いますが、この中では道内の有数の観光都市の中で5位のポイントを獲得しているというのが、事実として上がっております。

それから、ホスピタリティーの面ですが、先ほども批判的な意見あるいは好意的な意見の中でも申し上げましたが、小樽観光、ハードの部分だけではなくてソフトの面で、特にホスピタリティーの面では、おもてなしの姿勢というのが観光客の目に映る、あるいはそういうものが小樽観光の印象をよくしたり悪くしたりする部分だと実感しております、その点でもこれから小樽観光の魅力を高めていく上でも強化していくべきことだと思います。

斉藤(陽)委員

このような調査というものが、まず定期的に継続的に行われる必要があるのではないかと。市民の中にこのような意識を、観光の街小樽というそういった意識を喚起していく上でも、主体的な継続的な調査というものが行われるべきではないかと私は思います。

それから、ホスピタリティーと接客マナーということなのですが、これは厳密に考えるとイコールではないのではないかという気がしているのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

観光課長

接客マナーとホスピタリティー、私の認識といたしましては同じと考えております。ただ、接客マナーはホスピタリティーの中の一部というような認識も持っております。

斉藤(陽)委員

ご意見箱、市内7カ所あって、いろいろな観光客の方の意見が出てることなのですが、例えば広報おたるのような広報紙にこういった苦情なりご意見なり、このような観光客の方の声があるというようなことを、毎回小さなコラムでも結構なのですけれども、ずっと継続的に掲載をしていくということが、「あっ、こういう意見もあるのか」というふうに市民の方が観光に関心を持つ、おもてなしの心といわれるものをはぐくんでいくといいますが、そういった助けになるのではないかと思います、こういったコラムを設けるということについてはいかがでしょうか。

観光課長

ホスピタリティーの面では、確かに繰り返しそれを周知していくという必要があるかというふうに認識しており、その点では広報に限らずいろんなメディアを活用した形でこれからも周知していく必要があるかと考えてお

ります。

なお、広報につきましては、今年の1月号でございますが、観光特集の中で、「おもてなしの心を大切に」ということで掲載させていただきまして、市民の方々に対するご協力あるいは認識を深めていただくということで実施したところでございまして、観光特集は最近では毎年1回必ず広報で掲載をしていくということで進めているところでもあります。委員のご意見も踏まえまして、その繰り返しという意味も込めて、なるべくホスピタリティーについての市民への啓発の機会をふやしていきたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

児童館について

児童館、児童遊園等は、児童福祉法第40条に規定されていると思いますけれども、児童館の設置、適正な配置についての国あるいは道の基準というのは示されているのでしょうか。

児童家庭課長

確かに児童福祉法第40条でそういうふうに、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、そういう施設であるというふうに規定されておりますけれども、例えばどのくらいの地域に1カ所とかということで規定はされておられません。

斉藤(陽)委員

それでは小樽市としてですが、現状の到達度ということは別としまして、望ましい配置、どういう配置を考えておられるのか。ひとつの私の案としては、中学校区ぐらいがめどになるのではないかとというふうに考えてます。市民と歩む21世紀プランの中で示されている小さい方の地区区分、9つあるわけですが、最低限この9つの地区区分ぐらいに対応して配置されるべきではないかとというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

児童家庭課長

児童館については、今現在、塩谷と稲北、富岡ということで3館あるわけですが、このどれをとっても、例えばその対象区域がどこだということの指定はしてございません。小樽市としては総合計画とは別にエンゼルプランを策定して、そのエンゼルプランの中で平成20年度の目標を5館ということで設定しておりますので、特に今委員が言われるような中学校区とかそういうことでの設置についての検討はしてございません。

斉藤(陽)委員

現状、北西部に1つ、中部地区に1つということで、既に中部地区には2カ所あるわけです。北西部、中部地区、東南部地区、その3つのところに1つずつということでは、もう既に中部地区に2つあるわけですから1つずつということにはならないと思いますが、20年度までに5カ所ということで、それ以後についてはまだふやされるとか検討する余地はないですか。

児童家庭課長

稲北とか富岡というのは市の中心部ですので、より通ってきやすいという意味での設置だろうと思っています。ただ、20年以降については、今後どういう、いつ次をつくるのかとか含めてですね、それなりにまた検討していかなければならないと思いますが、現状ではまだ検討はしてございません。

斉藤(陽)委員

コミュニティセンターについてなのですが、平成11年第2回定例会での公明党佐野議員の質問に対して、市長から「東南部地区につきましては他の地区に優先して整備すべきものと考えております」と、さらに「なお、計画の策定に当たっては財政状況などを勘案し、さまざまな角度から慎重に検討してまいりたい」という答弁をいただいているわけですが、これはコミュニティセンターについてでして、児童館についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

福祉部長

東南地区の児童館の件でございますけれども、現在私も単独で児童館を設置するという事は、土地の確保の面、財政的な面から見てもなかなか難しいと考えておりますので、コミュニティセンターができる場合には併設という形で進めたいと、このように考えてございます。

斉藤(陽)委員

小樽市の児童福祉施設条例、同施行規則、さらには小樽市児童館設置助成規則、また児童福祉法関連の法令等で、児童館の設置に関し、設置主体と施設、土地、建物の所有者との関係、例えば自己所有でなければならぬとか賃貸でもよいとか、条件はあるのでしょうか。

児童家庭課長

建物といえますか、児童館自体が、こういうような施設でということではありますけれども、例えば、それがゆるすのであればそういうことがあっても検討はできるのではないかというふうには思います。

斉藤(陽)委員

例えば既存の建物を市が賃貸借契約で借り受ける、その上で児童館を設けるというようなことは考えられますか。

児童家庭課長

先ほどの質問と同じことになるかと思うんですけれども、ただ、20年までに5館ということでエンゼルプランつくってありまして、今現在3館あるわけですから、いつ具体的に次をやるんだということでの計画は今ありませんけれども、ただ、手法的にそういうことはやってやれないことはないと思いますけれども。次に建物がこういうものがあるからやれと言われてもできるものではないと思いますけれども、手法的にはできるものだというふうに思います。

斉藤(陽)委員

設置主体が市ではなくて、例えばの場合ですけれども、民間の場合はどうか。さらに、小樽市児童館設置助成施行規則第2条には「地域における公共性のある団体」というのが規定をされているわけですが、これは具体的に言うとうどんという団体を指しているのか、最後にお伺いしておきます。

児童家庭課長

設置及び運営の主体ということなのですが、市町村又は民法第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人ということがあり、民法34条の規定により設立された法人とは公益法人ということなのですが、これについては特に社団法人とか財団法人ということでの押さえはあるのですけれども、具体的に例えばここにあるこういうものですよということでは承知しておりませんので、ご了解していただきたいと思います。

福祉部長

児童館の設置については、町内会が設置する場合に助成ということもありますので、今課長から申し上げましたのは、市だとか社団法人等が設置する場合のことでございまして、児童館、町内会とかが設置する場合の方法もありますので、それはそれでまた考えていきたいというふうに思います。

秋山委員

待機児童解消事業について

代表質問の答弁の中では簡単に答えられていらっしゃいますので、具体的な内容についてお知らせください。

児童家庭課長

市内に21カ所の認可保育所があるわけですが、その中で待機児童の解消ということで、竜徳保育園では、年少児童といえますか、そういうの解消のために一部増築するとかですね、新光保育園についても定員増を図るために増築をする、あと、中央保育所で低年齢児の拡大をするのに内部の廊下を保育室に改造するとか、そういう

事業を今やっていますし、これからもやる事業ということでのせた事業でございます。

秋山委員

現在の待機児童数をお聞きしたときに、25名というお答えをいただいております。これに関しての今後の考え方をお示しいただきたいと思います。

児童家庭課長

今言いましたようなことをしていけば、ある程度の待機児童の解消は図られてくるかと思いますが、ただ、入退所を繰り返したりして毎月動いておりますので、今後の動向についてどうなるかは掌握しておりませんが、ただ、今まだ着手をしていない事業、保育所の改造というのがありますので、それがある程度終われば、ある程度めどがつかないかと思っております。

秋山委員

待機児童25名の所在地という点で、この待機者の多いところをお示し願いたい。

児童家庭課長

銭函保育所、新光保育園、桜保育園が待機児童が多い状況になっております。

秋山委員

先ほど、今後の増部分ですか、竜徳とか新光、中央の部分で一部増築をしながら年少組、低年齢化保育に取り組んでいくというような答弁をいただきましたが、この待機児童の多い銭函とか桜町方面に関してはいかがでしょうか。

児童家庭課長

銭函についてはそういう検討もしておりますし、それ以外については当然その待機児童というのは第1希望でとった部分になっておりますので、例えば勤務先に近いとか、場所によっては途中で置いていけるとか、そういうことを含めてご案内をして、余裕の出たところでご案内をして待機児童の解消を図っていきたく思っております。

秋山委員

具体的に地域的にも見ておりましたが、市内より郊外の方が若いお母さんが多いのではないかと。また、そういう観点から見たときに、銭函、桜、新光方面も今回手直しをされるそうですけれども、そういう部分に対して母親たちからの要望などは届いているのでしょうか。

児童家庭課長

毎月といたしますか毎日といたしますか、新規で入りたいという希望を受けておまして、その中でよく話を聞いて、確かに桜であれば望洋台地区とか桜町の広い地区にそういう要望が多いことも承知しておりますし、銭函については札幌に近いといたしますか、そういうことで多いと承知しておりますので、その解消に向けても今努力している最中でございます。

秋山委員

今、努力中、検討中であって、当面めどはついてないという現状なのでしょうか。

児童家庭課長

銭函については増築を検討して入れたいということで考えております。桜については勤務先の都合とかで、例えば市内に来るのであれば近場の場所でもということで結構ありますので、そういうご案内をしたりしております。一部どうしてもと言われると意に沿えない部分もございますけれども、そういう運営といたしますか運用して待機児童の解消を図っていきたく考えて行っている最中でございます。

秋山委員

今、女性を取り巻く環境も変わりまして、男女共同、均等法だとかという形で、夜間も勤める方もふえてきているということで、延長保育だとか早朝保育とか、そういう面も今後考えていただきたいと思いますが、いかがで

しょうか。

児童家庭課長

確かにそういう部分がたくさんございまして、延長保育については要望が多いということでしたという考えも持っていますので、このたび、今、園に通っている親に対して、市立全部含めまして延長保育の希望についてのアンケート調査を実施しております。その結果がまとめ次第、何らかの手だてといたしますか、していきたいなという考えは持っております。

秋山委員

何らかの手だてでなくて、はっきり先に見える方向性を示していただけることを希望して、公明党の質疑を終わらせていただきます。

斉藤(裕)委員

管理委託業務について

市長、環境部に関する委託を中心に質問をするわけなのですが、非常に多岐にわたって、なおかつ聞きなれない言葉で申します。しかし、根幹にあるのは、土地開発公社とか一連の不祥事の体質と同根だろうと思うんです。というのは、相互チェックの体制ができていない、他人任せである、ずさんである、これは非常に大きな問題だと思い、改善方を市長に決断していただくべく、どういうふうにならずさんなのかというのを質問してまいりますので聞いてください。

質問はなるべくわかりやすくするために、管理委託業務を伍助、寅吉、桃内とし、それぞれで質問していきます。

まず、伍助なんですけれども、資料請求にありましたように、施設管理維持計画書、運転計画書がなかった。これはもう大問題です。発注者が求めているものを出していない。そして身内の同僚の不在に、さもさも理由があるような言い方、これは不愉快です、さっき言ったように、こういうことはやめてほしい。

伍助沢の仕様書第5条、資格というところがあるんです。産業廃棄物処理施設技術管理者及び同等以上、こうなっています。今回の委託においてこの資格者はおりますか。

(環境)管理課長

伍助沢の処分場の維持管理に当たっての技術管理者の配置の関係でございますけれども、伍助沢の埋め立て処分業務につきましては、4月から6月いっぱい、非常に短期間ということもございまして、当初委託業者側とお話しした中では、3カ月の短い中では、こうした有資格者を専任で配置をすることができないと。ただし、別なところで自分のところに技術管理者、有資格者がいるので、日中、自己の業務に支障ない範囲内、また時間外、そういった時間の中で有資格者を派遣をして、その中で技術指導ができると、こういう申し出がございましたので、私どもとしては、技術管理者の専任ではございませんけれども対応できると、こういう形で判断してこのままでしてございます。

斉藤(裕)委員

技術管理者って常駐じゃないのですか。ましてや、そんなことだったら何で仕様書に書いてあるのですか。いいかげんなこと言わないでください。そして、今の答弁はどういう決裁を受けたのですか。公開条例によって見た書類の中には、今の答弁みたいなことを話し合われた経緯なんてひとかけらも出てきてませんよ。もう1回答弁してください。

(環境)管理課長

当初、4月1日の業務委託、維持管理契約を巡ってそういう形の申し入れがございましたので、公文書等では残してございませんけれども、申し入れを受けて部内で検討し、委託業者側に回答したものでございます。

斉藤(裕)委員

部長はご存じだったのですか。部長の判断もそうですか。

環境部長

そういう事情については経過報告を受けております。

斉藤(裕)委員

そのとき話し合ったメンバーはだれですか。資格審査をするときには、いろいろ資格審査委員会やなんかをつくったりしてやるくらい厳格なもの、それでやられている。何か課長の答弁ではですね、俺の腹一つで決めたと、そんなスタイルなんですよ。具体的に誰と誰と誰が話し合って決めましたことですか。そして、そのことは委託業者からの申し入れだったのですか、それとも市からの話だったのですか、どちらなのですか。

(環境)管理課長

当時そのことにつきまして協議いたしましたのは、当時の伍助沢の処理場長、それから私、管理課長、それから当時の伍助沢処分場の担当係長、この3名で協議いたしました。

なお、その内容についての申し入れというか相談は樽栄の方からございました。

斉藤(裕)委員

仕様書変えてくれと言ったのと同じだ。そうでしょう、仕様書というのは決まっているんだから。そして随意契約をしますということで手続をしてやっているわけだから。随意契約の業者選定書には契約条項きちんと書かれますでしょう。

それをあなたたち3人は変えたということでしょう。それは余りにもひどいんじゃないですか。しかも、事後承諾で部長に話した。

随意契約選定理由は、樽栄設備株式会社しか小樽市内にはこういった業務ができるところはないと明記しています。しかし、昨年12月の皆様のご答弁では、これは自民党の大竹質問の答弁ですけれども、一貫してエコサービスですよ。なぜ変わったのですか、説明してください。

(環境)管理課長

私どものご答弁としては変わったとは感じてございません。エコサービスについてのご質問の際は、7月から供用開始をする新しい桃内処分場の維持管理をどうするべきか、この場面についてのご質問でございましたので、その部分については新たに始まる業務を考えながら、エコサービスがいろんな業種を糾合している。その面からすると、ごみ埋め立て処分場なりごみ処理施設の維持管理はエコサービスができる、こういうことでご答弁申し上げておりました。

それから、伍助沢なりの随意契約の関係でございますけれども、現実的にごみの埋め立ての処分は継続して行われていると。そういう中では現実的にごみ、廃棄物の埋め立て業務を行っているのは、現実にあるのは樽栄しかない、そういう形の中での随意契約だと、こういうことでご理解いただきたい。

斉藤(裕)委員

そういうあいまいな答弁を積み重ねると、言いたくないことも言わなければならないのですよ。課長の答弁ですよ、12月の。「埋め立て処分場は遮水シートに覆われている。こういうような特殊な構造になっているため、ただ単に土を押しやる感じでのごみの埋め立て処分はできない」、だからエコサービスだということですよ。

冗談でないですよ。またニュアンスを変えていくのですか、そうやって。私たちが非常に問題視しているのは話が二転三転するからなのですよ。

(環境)管理課長

特段二転三転するというのではなくて、今斉藤委員もご指摘のとおり、新しい処分場を維持管理する場合についてはエコサービスだということで、それについては私の答弁の内容については別段変わっていると思ってございませんけれども。

斉藤(裕)委員

では、また答弁はね、起こしながらやっていくということしかないと思いますけれども。質問変えますけれども、伍助沢の見積書ありますね、見積もりを徴取している。金額だけ見積書です。1,400万、小樽市へ業者が出した見積書が1,400万。同じ日にやはり、これは寅吉の方の見積書を出しています。同じ日ですよ。こっちは内訳がついているんです。これは5,425万。こっちは内訳書がついている、寅吉の方は。伍助沢の方は金額だけ。一貫性がないと思いませんか、説明してください。

(環境)管理課長

伍助沢の見積書と、寅吉の見積書の関係の一貫性がないというご指摘でございますけれども、少なくとも寅吉処分場につきましては長年にわたって随意契約を繰り返してございます。

そういう面では、内容的に十分お互いその内容を承知して随契を結んでいるかと思っておりますけれども、伍助沢の処分場につきましては、それまで直営で埋め立て処分を行ったということでございます。それを4月から業務委託にかえると、こういうことの中で私ども積算をいたしまして、そして予定価格を設定をし、それに基づき見積書を提出いただいたと。その中の表金額が私どもの予定金額内であれば、それで業務を委託できると。こういうふうに判断してございますので、特段に伍助の方に見積書の内訳書がついてなくても結構だと、私どもは考えてございました。

斉藤(裕)委員

答弁あべこべじゃないですか。

寅吉沢の分はね、寅吉の方はずっと長くやっているから内訳は大体知ってますよと。だから頭金額だけでいいですよ、これだったらわかります。伍助沢は今回初めてやるのだから見せてくださいというのが普通ではないですか。課長の答弁あべこべでしょう。

(環境)管理課長

あべこべとは考えてございません。当然に今までの経験がある中で見積書の提出もそれなりにできるかなと、そういう形では思ってます。

斉藤(裕)委員

建築都市部、土木部、水道局、それぞれ伺いますけれども、皆さん見積書を徴取することがあると思うんですね。そのときに頭数字だけばんと、まあ1,000万にしましょうか。1,000万以上の見積もり徴取のときに内訳書とらないことってありますか、それぞれお答えください。

(水道)総務課長

水道局は、入札の場合は見積もり金額に頭金額だけの場合もあります。

(土木)管理課長

私どもの工事関係は500万以下の工事です。

斉藤(裕)委員

それでもいいです。

(土木)管理課長

見積書には内訳書は添付するという基本的な、内訳書の添付はするということが。

建築都市部次長

私どもの部におきましても、金額の見積もりを徴取する際にはその内容というものを確認というか、それぞれの状況によっては必要になってまいりますので内訳書の程度はありますけれども、やはり一本見積もりではなく内容を確認するというを行っております。

(水道)総務課長

申しわけございません。先ほど、入札の際、見積もりの頭金額だけと申し上げましたけれども、後日内訳書を徴しております。

斉藤(裕)委員

ということなのです。皆さんがそれは法的に大丈夫だとか何とか言たって、見積書の本来の目的からしたら参考にするのでしょうか。

(環境)管理課長

要するに積算するに当たって、予定価格を設定するために見積書を徴する場合についてはそれぞれ内容的な見積もり内容ですから、積算するための内訳書は必要だと思いますけれども、これは入札と同じような形で相手側に仕様書を見せて、その中で幾らで委託業務契約できますかという形での見積書の徴取ですから、徴取といいますか入札と同じ形で見積書をいただいていますので、それがですね、中に内訳書が提示されてもかまわないと。私どもはそう考えてございます。

斉藤(裕)委員

こればかりやられてはなりませんからね、言いたいことはたくさんあるけれども次に進みます。

寅吉に行きます。

寅吉の消費税込み5,600何がしの委託契約の起案ですが、12年4月1日起案しています。決裁日がありません。契約期間は4月1日からです。どういう事務手続がされたのですか。4月1日に起案をして、その下に何月何日決裁と決裁の欄があるのですけれども、それには日付が入っておりません。そして、なおかつこの業務委託というのは、同日起案したその日から始まるものです。4月1日。どういう事務手続があったのですか。

(環境)管理課長

市議会の第1回定例会の予算が議決以降、それぞれ諸手続を進めてきまして、引き続きの業務に支障ないような形で4月1日起案、4月1日契約締結と、こういう作業かというふうに思われます。

斉藤(裕)委員

どうして、わからなかったのか。

(環境)管理課長

1つは、埋め立て業務を継続しているということがございますので、第1回定例会で予算の議決を得た後ですね、それぞれ準備を始めまして、4月1日起案、4月1日締結と、こういう順序でいったかというふうに思います。

ただ、今委員ご指摘のとおりですね、その伺いを起案日に4月1日という記載はしてございますけれども、ご指摘のように決裁日の日付が入ってございません。これについては、事務手続のミスだと、こういうふうに考えてます。ここの決裁日については4月1日と、こういう形で考えていただければと思います。

斉藤(裕)委員

ミスだったわけですね。

寅吉の委託契約書には報告義務が課せられております。業務報告書というのは皆さん持ってますか。

(環境)管理課長

寅吉沢の処分場に関しましては、委託契約書によって金額を月々払うわけですがけれども、その時点で請求の中に業務の内容についての報告書がその月ごとに提出されてございます。

斉藤(裕)委員

毎日は報告されないのですか。

(環境)管理課長

毎日の報告はございません。

斉藤(裕)委員

「報告義務。乙は毎日業務報告書を甲に提出し、必要な指示を受ける」間違いですね、今の課長の答弁はね。

さらに問題なのが寅吉の人員配置状況、水処理技術員として、一昨年ですかね、いただいた資料があります。そ

の水処理技術員の方は道央エンジニアリングの社員名簿に載っている。どのような関係なのですか。これは再委託にならないのですか。

(環境)管理課長

一昨年の委託契約の中での従業員名簿にもし載ったとすれば、該当する人がいるかと思えます。

水処理の関係でございますけれども、産業廃棄物の処分場、寅吉の処分場につきましては管理型の処分場で、それともう一つは搬入品目、これが水のBODを上げるだとか、そういったものを入れない施設でございます。そういう面では安定した水処理になってございます。そういう面では、寅吉沢の水処理施設というのは、3年前であれば例えば水を採取する、それから放流する水に塩素を注入すると、こういった簡素な業務だと考えてございますので、道央エンジニアリングでそういった部分的な簡単な業務でございますので、私どもとしては再委託として考えてございません。

斉藤(裕)委員

再委託でなければ何なのですか。事前に承認とか承諾を得たのですか。再委託として考えないという身分を移していることになるのですよ。身分を移してないのであれば、委託になるんです。ただし事前に皆さんが理由をつけて、明確な理由をもってこれは委託してもやむを得ないと、こういうものが書類に残ってなければなりません。残ってませんよね。

(環境)管理課長

例えば、樽栄と道央エンジニアリングの間で委託契約書とかという形で再委託しているというのは別ですけども、その中に例えば業者、会社の中で協議をして、派遣をするとか編入するとか、いろんな手だてでございますので、特段に再委託をしたとは考えてございません。

斉藤(裕)委員

それなら、今私が申し上げた事実は知っていたのですか、知らなかったのですか。

(環境)管理課長

3年前は私在职してございませんので知りませんけれども、その部分については承知をしていたかというふうに思いますけれども、当時から。

斉藤(裕)委員

当時のことを調べてください、そして報告してください。知っていたのか、知っていなかったのか。それはどういう身分だったのか。そして再委託の事前の協議をきちんと、再委託は全部皆さん稟議上げてるのでしょうか、これって。それが存在するのか否か。これを確認して提出してください。

(環境)管理課長

今の再確認をいたしたいと思えますけれども、もう1回、済みませんけれどもお願いしたいと思います。

再委託をしたか、しないかという、契約書あるか、ないかですか、まず1点は。

斉藤(裕)委員

樽栄の水処理技術員として登録されている方が道央エンジニアリングの社員であるということを知っていましたが、いませんか。知っていたとするならば再委託の届け出をしているはずですけども、それはありますか。

(環境)管理課長

1点目のご質問の中で、道央エンジニア社員と知っていたか。それについては確認いたしたいと思えますけれども、2番目の再委託の関係につきましては、先ほど私ご答弁申し上げたとおり、再委託ではなくて両会社の中での話し合いの中で、それぞれ例えば手伝いということもあるでしょうし、そういう形で対応したと。こういうふうに聞いてございますので、その部分についてはないかと思えます。

斉藤(裕)委員

その今の発言については後からやります。時間あるときにね。お互い仲間だから、お互いの会社の中でやりとりしたって、そんな話をしてはだめですよ。

それでは、桃内ですけれども、水処理、公募型指名競争入札により、要件審査をされましたね。助役以下9名の方たちで要件審査をされた。要件審査委員会と言うそうですけれども、これが何回か開かれています。その議事録を拝見しましたら、5月12日の日ですね。桃内の処理施設は失格というか辞退をした。資格者がそろわないので辞退された企業というのは、し尿処理に資格を持っていたのですね。長年、公の公的し尿処理施設の場長をやられていた有資格者でした。そのし尿処理はだめだと、審査会で結論を出されています。

議事録を正確に読みます。「し尿の資格では施設を動かすことはできない」こうどなたかが発言されてます。環境部に尋ねますけれども、し尿の資格では施設を動かすことはできない、これは事実と違いますね。

(環境)管理課長

審査委員会でだれがご発言したか、ちょっと私はわかりませんが。

斉藤(裕)委員

誰かはいから。

(環境)管理課長

し尿の資格ではですね、し尿の例えば礼文塚のし尿処理場でいきますと、し尿が入ってくると、一定程度のBODなりが、決まっているBODのし尿が入ってくると。

それに基づきまして消化槽にそれが流入しまして、前処理はあるのですけれども、その中で酸化をさせる、発酵させると。その後、曝気槽に投入する。そういった順序が一定程度決まっているのが、し尿処理施設でございます。

それで、汚水処理施設は、天候それから気温、水温それから雨水、そういったものが異なって毎日入って、汚水の量が異なる。そういう中では当然にし尿の処理と汚水の処理については差が出てくるだろうと、こういうふうにも私どもは考えてございます。

斉藤(裕)委員

機械を動かすだけではないんだと。聞き方変えますけれども、桃内についているその機械そのものを稼働させるのに何か資格は要りますか。

(環境)管理課長

機械を動かすために特段の資格は必要ございません。ただ、入ってくる汚水の水質、また放流水の水質、途中の例えば凝集沈殿とかやっているわけですけれども、途中の汚水を食うバクテリアだとか、そういったものの稼働の状況、そういったものを内容を確認するためには、少なくとも一定程度資格がないとできない。こういうふうには考えてございます。

斉藤(裕)委員

これは市長と本会議でも議論させていただいたことなのですが、厚生省はそう言ってないですよ。最終処分場の技術・資格を持てば最後まで全部見れると言ってるんですよ。そして、新たにわかったことは、し尿と一般廃棄物の最終処分場の区分けがわからなかったんですけれども、今回わかったんですけれども、し尿の資格を持っている人は4日間講習を受ければ、一般廃棄物の資格はとれるそうです。つまり同等なんですよ。

審査委員会自体が非常にあやふやだったと言わざるを得ない、そう思います。

(環境)管理課長

最終処分場の資格があれば汚水処理施設が運転できると、そういうお言葉でございますけれども、私ども現場担当者としてはそういうふうには思っておりません。少なくとも水施設の経験がなければ、ただ機械のボタンを押す程度はできるかもしれませんが、実際的な汚水管理はできないと考えています。

斉藤(裕)委員

そこまで言うとしたらね、水処理プラントメーカーからの調査の内容言いますか。

最終処分場浸出水処理、これは特に資格は要りません。しかし、操業の試運転期間がありますから、どなたでも結構ですけれども、おおむね1カ月間の研修を積んでください。

そのとき私たちがいます、それで覚えられますと。そんな難しい設備というのは今売れませんかと言ってます。

では、ほかに付随した資格としては何が必要ですか、こう聞きました。そうすると、電気の関係ですね。電気主任技術管理者、電検3種ですか、これがいなければ保安協会に委託してもよろしいでしょうと。それと浄化槽は酸欠防止又は原料を置くのだったら危険物、そしてクレーンをつけるのだったら玉掛け、こうやってその施設施設に合わせて資格者が必要になってきますと。

では、水処理に関してはどうなのでしょう、こうお尋ねしましたら、水質の知識がある方。これが皆さんが見積もり徴取をして、今結果的にあそこはどこですか、メーカーはクボタでしたか。あの大手と呼ばれている人たちから得た回答です。何のたれべえが言ったということもちゃんとわかってます。どなたですかと聞いて、きちんと名乗って話しているのですから。聞いたことありませんとメーカーさん言ってるんですよ、そういう状況です。

それから、厚生省は、前も言いましたように、その下水道云々なんていう条件をつけたことに対しては非常に不愉快。まあ言葉のニュアンス、声の様子ですけれども、「そんなところどこにあるのですか、初めて聞きましたから事例を教えてください」。建設省に聞きました。建設省は、そもそも下水道ではないから関係ないと言うんです。何だかおかしい仕組みだと思いませんか。これは指摘だけしておきます。

重機をね、契約の中には、桃内の委託業者はですね、重機を計4台、小樽市の指示をしたところから借りなければならぬ。こういうことになってますけれども、これはそれぞれ幾らなのか、それはなぜそんなことになったのか。委託業者だから、自分で重機持ち込めばいいじゃないですか。ところが、小樽市からわざわざ指定された重機をもらいなさいと、これはどういういきさつなのですか。金額も含めて教えてください。

(環境)管理課長

埋め立て処分場で使う重機の関係でございますけれども、ブルドーザー2台、バックホー1台、それぞれリースをしてございます。ブルドーザーの方でございますけれども、D65、D85、それぞれ月60万円、税込みでございますけれども、税抜きで60万円。それからバックホーが月々4万7,500円。こういう形になってございます。

それで、引き続きの契約でございますけれども、私ども、このリース金額については非常に安いと思ってございまして、委託費用の軽減を含めて、今現在4月段階ですね、今現在契約継続しているリースをぜひ続けてリースしていただきたい、こういうお話をいたしました。

齊藤(裕)委員

請負金が3,850万円でしたっけ、その中で素通ししていくお金。請負金の中で行き場が決まっているお金というのは1,200万ぐらいあるのですよ、既に。それで人員配置が8人だったら300万くらいですね。果たしてそういうことになるのかなと思います。というのは、福利厚生費であるとかいろいろなこと考えて、そうなるのかな。これは後ほど経過を見て、決算を見ればすぐわかることですから、調査したいと思います。

それで、環境部への最後ですけれども、桃内の契約書による業務行程表は7日以内に提出しなさい、桃内ですよ。こう決まっているのですけれども、これもありませんね。

(環境)管理課長

桃内の委託契約上に記載されている行程表、その分につきましては、先ほどの情報公開のときも申し上げましたけれども、7月1日ですか、3日から本格供用開始ということでございますので。それに合わせてその行程表を提出するよう委託業者の方に申し入れてございます。

齊藤(裕)委員

そういう話ばかりなんです。現場がいいと言ったからいいよというような話ばかりなんです。7日間、なぜそうしたら自分で7日間と決めたのですか。

いいですか、「業務行程。第4条、乙は契約締結後7日以内に業務行程表を作成し、甲に提出し、その承諾を得なければならぬ」皆さんの勝手な判断でしょう。締結後、いや、いいんだと、7月1日からでいいんだと。ありません、寅吉も伍助もありません。こんなことが許されるわけじゃないじゃないですか。

しかも、伍助、寅吉、桃内と、結果的に同一の業者になったわけです。そうしたら、業務委託契約書第10条の3「この契約書又は仕様書に違反したとき」、こうなるんじゃないですか。この契約書には小樽市と結んだほかの契約に違反したときもということ書いてますよ。ちりも積もれば何とやらじゃないけれども、全部そうじゃないですか。どうするんですか、こんなのそのままにしておくのですか、指導しますで済むのですか。私はあなたたちの管理体制の方が悪いと思ってますよ。

大津部長はですね、以前の答弁にありましたけれども、グループ企業と言った。「エコサービスを中心とするグループ企業」こういう表現がありました。耳に残ってます。そのエコサービスを中心とするグループ企業というのは、道央エンジニアリングであるとか樽栄であるとか、そういうところを指しているはずですけども、これだけでも小樽市から委託契約で5億円以上ですよ。そういう企業が計画書さえも出していない、随意契約しかも公募型。公募型で仕様書に基づいて自分はこういう方法でこういう知恵を使ってこの業務を遂行したいのですという、そのしたいのですという内容も出ていない。

こんなの異常事態だと思いませんか。これは市長にお尋ねします。

助役

冒頭も申し上げましたけれども、今回の廃棄物関連の何本かの契約につきまして幾つかのご指摘があったわけがありますけれども、いずれも私ども内部の事務的なといいますか、職員の体制の問題が主な内容でございますので、そういったことはこれからまたいろんな新しい事業を進めていく上にも大変な支障になる部分も出てきますので、今後こういった誤解を招くようなことにならぬよう事務処理において適正な契約に特に配慮するように努めていくとともに、担当部の職員にも厳しくこういったことの周知を改めて私の方からもさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつご理解をいただきたいと思っております。

斉藤(裕)委員

助役ね、これ1つだったらね、まあ1つがよくて3つがだめという理屈成り立つかわからぬけれども、心情的に1つぐらいだったら、業務の改善をしてくださいとか見直ししてくださいと、その約束を取りつけて質問を終われるんです。しかし、もうこうなると契約違反でしょうと言ってるわけですよ。その認識はおありですか。それとも役所が悪かったの。役所の指導が一方向的に悪かったというのだったら業者は全く問題ない、どっちなんですか。

助役

必ずしも市の職員の事務的なことばかりではございません。業者の指導等も含めましてですね、こういったことのないような体制をこれから組むようにしますし、それからまた、業者に対しましても冒頭申し上げましたようなことで、今回数点指摘されましたのでこれは十分私も重大に受けとめておりますので、こういったことも含めまして今後こういったことのないようにしますし、これからまた新しい事業を進めていく上でもこういったことのないよう万全な職員の指導といいますか、周知をさせていただきたいというふうに考えております。

市長

冒頭にいろいろ質問するのでという話がありましたので聞いておりましたけれども、1つは、一般論で申し上げますと、どうも市役所の悪いくせといいますか、前任者の前年の起案などをそのまま中身のチェックもなしに起案をする場合があるので、私もよく研修の場で言うのですけれども、そういうことはやめなさいと、よく中身をチェ

ックして、点検をした上で起案をします。前任者がこうやったからそのまま踏襲したというのはうまくないよということは指導しておりますので、どうもそういった面が今回の指摘で見られたという感想はありますし、それから、契約書の中身自体に、定めたものの報告義務なり提出義務なりがないというのは、これは事務的な本当にミスだろうと思いますし、それから、中には、さっき冒頭に言いました、見直しすべきものは見直して、本当にこれは提出義務があるのかなのか、その辺はやはりもう1回契約書の中身をチェックしてですね、新たな契約するときにはその内容をチェックした中で新しい契約をすることが基本だろうと、こういうふうに思っております。

委員長

暫時休憩。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時20分

委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

成田委員

市立病院について

院外処方に関しまして医薬分業についてお伺いいたします。

今年4月に診療報酬と薬価基準が改定され、診療報酬については1.9%のアップであり、また薬価基準についてはマイナス1.7%となりました。実質0.2%のアップ改定であります。特に薬価については値下げに加えて薬価差益の撤廃が打ち出された面もあり、その薬価差益の解消の流れが医薬分業を一層促進させることと考えますが、近い将来、薬価差益がゼロとなることも考えられます。そこで、市立病院の薬局部門が赤字の温床になるおそれがあると思いますが、最初に道内の公立病院の院外処方の実施状況について、病院の手持ちの資料で結構ですからお伺いいたします。

小樽病院事務局長

院外処方についてのお尋ねでございまして、手持ち資料で申し上げますと、道内市立病院25市ございます。そのうち現時点で完全に実施している病院が4病院、一部実施が5病院。この一部実施というのは、診療科によって実施をしている。例えば眼科とか耳鼻科、そういったことで実施している病院が5病院。まだ実施していない病院が小樽市を含めて16市病院です。

なお、未実施でありましても、患者さんの希望によっては院外処方を実施している病院も若干ございます。

成田委員

院外処方実施の場合でお伺いしたのですけれども、病院並びに患者のメリット、デメリットについて、どのような考えをしているのか。また検討していることはありますか。

小樽病院事務局長

今申し上げました完全実施している病院の事例などを参考にしまして何点か申し上げますけれども、まず病院にとってのメリットというのは、薬剤あるいは注射剤もそうですけれども、その購入あるいは発注にかかる事務的な経費あるいは在庫管理がなくなるというのがメリットであります。2つ目は、いわゆる外来調剤だけでございますので、私どもの病院であれば入院患者さんへの服薬指導なり、病院業務でそういったシフトをしていける。それが収益上に結びつくだろうということが病院としてのメリットです。

デメリットにつきましては、現時点では薬価差がございまして収益上はデメリットになりませんが、今委員ご指摘のように、将来的なものを考えたときには、この薬価差の問題から現時点ではメリットになっておりますけれども、デメリットの要素があるのかなど。それから、現在薬品についてはいわゆるMRという業者の方が来

まして、いろいろ薬剤情報を提供してございますけれども、こういった意味ではその医薬品情報が少なくなるのではないかと考えております。

それから、患者さんにとりましてのメリットでございますけれども、1つには薬待ちの時間が短縮されること。それから、もう1つは薬局を患者さんが自由に選べるということでございます。あわせて、薬歴いわゆるその薬の服用に関する副作用とかそういったものの記録を調剤薬局でするものですから、そういった意味では安心だというようなことが、主なメリットでございます。

それから、患者さんにとってのデメリットといいますと、現時点で考えますのは、いわゆるうちの病院であれば同じ院内で出すのですけれども、二度手間になるというようなこと。それから、現時点ではやはり患者負担が増すと。調剤薬局へ行きますと、調剤料のほかに今の薬価差益も取られます。取られますというか払いますので。もう1つ今言われているのは、どこの調剤薬局に行ってもいいか不安だというようなことも聞かれているようでございます。

いずれにいたしましても、この調剤薬局、院外処方につきましては、経済性から見た医薬分業の流れというのがありますけれども、やはりそういった意味で患者さんの立場といいますか、そういったものを検討しながら双方の部分で検討していかなければならないのではないかとこのように考えております。

成田委員

院外処方について、病院、患者双方のメリット、デメリットについてお伺いしましたが、先ほども申し上げましたとおり、診療報酬もいろいろあると思います。例えば、入院患者に対して、今局長もおっしゃいました薬剤師による服薬指導、これは1人1,400点業務なんです。1人に対して1万4,000円も収入があるわけです。そういう面では、かなりの収入増となりますので、小樽市内の各所において院外薬局という形で急速に増加している面があります。

患者の立場に立って、小樽病院も導入に向かって検討すべき時期に来ているのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

小樽病院事務局長

先ほど指摘もございましたけれども、この医薬分業の流れというのはいわゆる診療報酬の誘導策といいますか、将来のあるべき方向も見えてございます。ただ、今の医薬分業は、現時点でいうと薬価差で病院がもうけていると。だから病院が薬を出し過ぎだというのが問題として指摘されてございます。それから、2つ目には先ほど出ましたけれども、患者さんに対しては薬剤の重複使用だとか副作用防止、こういった薬歴管理の問題、この2つが一番大きな問題で、厚生省もそういった意味では診療報酬上誘導策としてとっていると思うんです。

ただ、今言った2つの問題点も、薬価差についてはいろいろご議論もありますけれども、現在の薬価差では、なかなか基礎費用、管理費用も出せない状況でございますから大したメリットはない。それから薬の過剰投与についてもレセプト診療上かなり規制もございますので、そうそう出し過ぎといいますか、そういう問題もないのではないかと。そういった意味では、病院として患者さんの薬歴管理をどうするかというような課題は残ってございますけれども、今のご時世からいって一定の整理はしていかなければならないと考えてございます。

院内におきましては、今、薬事委員会を設けてございまして、この薬事委員会は薬の採用あるいは廃止、そういったものについて検討しているわけでございますけれども、近くこの薬事委員会の下にワーキンググループ、課長職、薬剤師も含めてですけれども、ワーキンググループを立ち上げまして、院外薬局、院外処方もさることながら、医薬品の適正使用をあわせて検討する組織をつくりたいと。そういった中で、今申し上げました患者さんの立場に立ったあるべき姿というものについて研究・勉強していきたいと思っております。

成田委員

今年の4月に、市立病院の新築に向けた基金、これは市民による寄付、市民が感謝して小樽病院を早く改築して

いただきたいという、そういう気持ちがこういう基金に結びついたと思います。それで、なおかつ少しでも赤字から黒字に向けた形が市民からも訴えられていると思いますので、これを進めていただきたいと思います。

久末委員

学校の施設整備について

電気関係のことについてお尋ねしたいのですけれども、最近、電気を使うこと、例えばパソコンとか、大変電気の量を多く使っているわけなのですけれども、教師や学校の方から悩みとかなんかそのようなものが寄せられておりますか。

(教育)施設課長

学校施設の電気容量の件でございますけれども、建設当時ですと十分間に合っていたのですが、最近、委員おっしゃいますようにパソコン等の機器が非常に広まってきて、大量の電気が必要となり、現在の容量ではブレーカーが落ちると、そういう話は聞いております。

久末委員

学校教育に加えて、社会教育の中で学校開放していただいている部分が多く、地域に密着した学校ということで私どもも広く使わせていただいております。ただ、電気を使うとブレーカーが落ちてしまい、いろんなところの電気を消して、そこを集中的に使うようにして学校では対応してござっておりますし、また、ほかの学校では各教室から太いコードを引いて電気を使っているというようなことも聞いております。

今、課長もおっしゃったように、学校を建てたときはそれで間に合ったと思うんです。ですけど、いろんなことで学校が使われるように開放されるようになってからは、やはりそれでは間に合わなくなっているということが出ておまして、今アンペアを大きくするといいましてもそれだけ大きくしてもだめだと思うんです。やはり配線から全部なくてはいけないので、そういうことをするにはどのくらいの費用がかかるのでしょうか。

(教育)施設課長

電気の切り替えといいますか、幹線工事と言うんですけれども、学校の規模にもよりますけれども、大体1,500万から2,000万程度が必要であると。それで、実際こういうふうには大量の電気を消費するという実態を把握しておりますので、改修時にあわせ幹線工事を含めて改修を進めているわけですけれども、今年も大規模を小中1校ずつ2校を予定しており、それらの学校につきましても、幹線工事もあわせて改修をする段取りで進めております。

久末委員

いろんな面で学校開放で使わせていただいているものですから、まだまだ利用が多くなると思いますし、学校は気持ちよく開放してござっており、主に教頭先生が動いてくださるので感謝しているんですが、既設の設備を十分に使っているという観点からも、予算の許す範囲で結構ですので、取り組んでいただければと思っております。これは要望しておきます。

久末委員

消防について

過日、私どもの町会が動く市政教室で指令室とか救急救命の勉強をさせていただいたのですけれども、説明を受けておるときに指令が入りまして、説明半ばにして救急車が出勤してしましまして、何かちょうどいいところを見せていただいたというか、本当に素早い対応に、大変だなというふうに皆さん感動しながら勉強させていただいたわけです。

そのときにですね、指令室見まして、画面を見ながらいろいろ説明を受けまして、大変高度な機械が並んでおりまして速やかに対応できるということはいいことだなと私ども感心してまいりましたけれども、今救急車は何台ありまして、どこに配置されておりますか。それを聞かせてください。

警防課長

当市の救急車の保有台数でございますが、4台でございます。配置場所は、銭函支署に1台、花園出張所に1台、手宮出張所に2台でございます。

久末委員

4台で全部の要望にこたえられるだけの台数であるのかどうか、その辺はどうなのですか。

警防課長

当市の出動件数の状況でございますが、昨年1月にインフルエンザが非常にはやりにまして、また7月から8月にかけては食中毒等の消化器系の疾患の患者が非常に多かったわけございまして、昨年は救急出動件数過去最高ということで5,346件ございましたが、4台の救急車で支障なく対応したところでございます。

久末委員

中心部、それから銭函を含めて、この中心部というのは割と家がくっついてますけれども、塩谷とか蘭島とか、あちらの方は距離が離れておりまして、小樽は非常に常駐に長い街ですから、向こうには何も無いわけですね。救急車は用意してないのですね。

警防課長

救急車4台、それぞれ配置してございますが、救急出動の管轄区域を決めてございます。

塩谷、蘭島方面の場合は一番近い手宮出張所から出動するというので対応しているところでございます。

なお、輻輳した場合は管轄を越えて出動する場合もございます。

久末委員

平時の場合はそれで何とかお互いに連携とりながら無線でやっているようにお聞きしておりましたけれども、何か災害が起きたときには一度にいろんな負傷者が出たり救急車が必要なことが起きてくる場合も考えておかなければならないと思うんですけれども、これは市長にお聞きしたいのですけれども、そういう場合を想定した取り組みなどというものは考えることができないのでしょうか。

市長

現状の4台の配置で現状では間に合っているのかと思いますけれども、もちろん大災害になりますととても間に合う状況ではございません。こういう場合は広域応援といいますか、隣接の市町村から応援をもらってやるとか、あるいはまた民間の病院などでも救急車の配置がありますので、そういったものを総動員して対応することになると思いますので、現状の中ではそういう対応しかないのかなと思います。

久末委員

私たち、救急救命の指導を受けたりもしておりますので、できるだけ地域の中で対応できるように、救急車が来るまで何とか地域みんなですべて守っていくというふうを考えております。

そのようなことで、地域もそういう救急体制を整えなくてはいけないのですけれども、1台の車といたらずごく高いのしょうから、簡単には買うことはできないと思いますけれども、これからそういうことも考えの中に入れておいていただければありがたいと思いますので、これは要望しておきます。

中島委員

国民健康保険について

今回、収納対策給付金の2,100万円が保険料引き下げに充てられて、残額のうち1,200万円は財政的マイナス影響の補てんに充てると、このように伺っております。具体的にマイナス影響をどのように予想されているのかご説明ください。

保険年金課長

マイナス影響の具体的な明示をとということでございますけれども、介護保険制度が施行され、国保加入の方のうち第2号被保険者につきましては、従来の医療費に加え介護分の保険料が上乗せされます。それから、国の方では想定しておりませんが、国保加入者の中の第1号被保険者は10月から介護分の保険料が別途賦課されるということから、国保料の収納率が低下するのではないかとこの影響が危惧されています。仮に収納率が1%低下した場合、2号世帯で約1,200万円、1号その他の世帯では約2,000万円ほどの保険料収入が減収するのではないかと考えております。それから、一般被保険者分の収納率が90%を下回るということになった場合につきましては、国庫補助金のペナルティーが2%増加になり、3,600万円ほどさらにペナルティーがふえるということになります。そのような財政的影響を考えてございます。

中島委員

今お聞きただけでも大変な額を心配されているということがはっきりしました。この対策に対して1,200万円のお金をどのように使う予定なのでしょう。

保険年金課長

1,200万円の使い方ということでございますけれども、平成12年度の国保の当初予算におきましては既に当初から約5億6,000万円ほどの収支不足が見込まれておりますけれども、1,200万円につきましては先ほど述べましたような財政的マイナス影響が考えられることによりまして、その一部に充てていきたい。そのことにより赤字額の増加を少しでも抑制できるのではないかと。それにより国保財政の安定確保に結びつけたいというふうを考えてございます。

中島委員

介護保険が開始されて40歳から64歳の方々の収納率が1%下がれば1,200万、65歳以上の方、10月から保険料を年金から天引きされることによって、国保の方にお金がなかなか納められなくなる。これが大体2,000万。12年度当初に既に5億6,000万の収支不足。これでは1,200万円のお金は「焼け石に水」どころか、本当に何の役に立つのかというぐらいのわずかなお金のしかすぎないということがはっきりしたのではありませんか。

私たちは、払える国保料にしていく必要性ということを再三訴えています。この間に2,100万円が引き下げに充てられたのは大変よかったと思っておりますが、代表質問で言ったとおり、それでも負担感を緩和するほどの額にはならない。全額充ててもまだ足りないわけですから、当然この分も含めて引き下げに充て、さらに、足りない分は毎年一般会計からの補てんという形で足しているわけですから、払える国保料の設定をします。こういう形にして収納率を維持することの方が、大きいメリットになるのではないかと考えているのです。

どうして国保料の引き下げが検討できないのか、この点についてどうでしょうか。

保険年金課長

前段の方でございますけれども、「焼け石に水」ということでございますけれども、ご存じのとおり小樽市の国保では多額の累積赤字を抱えておりまして、先ほどお話しいたしましたけれども、平成12年度当初予算におきましても、収支の均衡が図られておりません。

このような中、先ほど危惧されております財政的マイナス影響が見込まれるということでありまして、むしろ収納対策事務費を除きました残り全額につきまして財政健全化に充てたいというふうにご存じのとおりでございますけれども、加入者の負担感に配慮しながらも、少しでも単年度収支の不足を補っていきたいというのが基本的な考えでございます。

なお、多額の収支不足が見込まれる中で、2,100万円保険料の引き下げに充てるとということにつきましては本会議でも市長からご答弁申し上げておりますように、保険者として苦しい選択であったというのが正直なところでございます。最大限の努力でありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、保険料本体といいますが、そもそもの引き下げということでございますけれども、国保の運営事業と

申しますのは、保険料を賦課して、それを徴収するというだけではございません。一般分でございますと、約57億5,000万円の医療費、それから47億3,000万円の老人保健拠出金、それから新たにということになりますけれども約4億1,000万円ほどの介護納付金を全額医療機関等に支払っていかねばならないという現実がございます。

それから、現行制度におきましては医療費が高ければ保険料も高くなるという仕組みになっておりますけれども、小樽市の国保における平成11年度の加入者1人当たりの療養給付費等は、全体で年額68万4,000円、老健対象者でございますと年額で123万円ほどの医療費がかかっているという状況になっております。それから、平成9年度で言いますと、全国の市町村の中で7番目、人口10万人以上の都市の中では一番高い医療費になってございます。

こういう状況から、原則どおりでいきますと当然保険料が高くなる、ならざるを得ないという状況になりますけれども、小樽市では平成元年度から保険料水準を据置をしております、医療費に見合った保険料賦課になっておりませんので、毎年収支不足が生じているという状況にあります。景気低迷が長引く中、加入者の方の負担もそれぞれ厳しいものがあると思っておりますけれども、これ以上の保険料引き下げというのはできる状況にはないということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、保険料の引き下げによりまして収納率を上げること考えた方がいいのではないかとございまして、これにつきましても、どの程度の引き下げによりまして収納率の向上に結びつくのかということとは未知数でありますし、仮に収納率が向上したとしましても、引き下げた分の財源を確保できるかどうかという部分につきましても保証されているものではないというふうにご考えてございまして、重ねてご理解をいただきたいと思っております。

中島委員

大変丁寧な説明を受けましたが、国保の大変さは重々承知しております。けれども、収納率を上げたからといって、それで国保料の収納が高まった分だけ財政の問題を解決できることになるだろうか。率直なご意見だと思っておりますが、このような大変な状況をつくり出してきたのは市民のせいではありません。国が本来支出すべき額を減らしてきたという問題、ペナルティーをかけて自治体に交付すべきお金を減らしてきたという問題、そして国民健康保険は社会保障の一環だという位置づけをずらしてきているという根本的な問題があるのです。このところを解決しないで、医療費がかかることがあたかも罪悪のように言われても、市民としては、病気を治して健康に生きたいという当たり前の願いを実現するための国保でありますから、制度としての基本的な改善を目指さない限りは解決しないと思っております。

いつも私は大変な方の例を言うんですけれども、今回は、介護保険分が賦課された方が不在者投票の帰りに私たちのところに寄って、国保料の納付書を見て、また上がった。どうやってこれを払っていこうか、今度は新聞をやめることにしたと、このように言っていました。夕刊は既にとっていない。今度は朝刊もやめることにした。こうやって詰めて国保料を払うと言ってる多くの市民の皆さんの努力があるわけです。

また、我が党のある議員の国保料を今回試算して出してみました。上限額がありますから、最高でも国保料51万、年額、介護保険分7万、58万しか賦課されません。でも、これを限度額をつけないで全額普通に請求したら一体1年間に幾らかかることになるのですかということを出していただきますと、国保料で90万9,116円、介護分で8万4,848円、合わせて1年間で99万3,964円国保と介護の保険料を払うと。普通に収入があって暮らす方でも、年間100万近くのお金を国保料、介護保険料に払うというのは快く出せる中身ではないと私は思います。

そういう点で、高過ぎる国保料の問題は深刻な問題だということを申し添えて、国保の引き下げのために引き続き検討していただきたい、改善のために考えていただきたいということを要求して、この項は終わります。

中島委員

子育て支援について

児童手当が括弧つき改正になりまして、これまでの3歳未満児から就学前の児童に手当が支給されることになり

ました。この財源については、年少扶養控除10万円が廃止されて、これを充てるということになっておりますが、この影響についてお聞きします。

全国では年少扶養控除の廃止によって1,900万人の子供が増税の対象になり、新たに児童手当の支給になる300万人を差し引いても、1,600万人の子供たちが増税対象になった。

このような報告がされています。小樽の場合はどうかということをお聞きしたいと思いますが、なかなか税金の扶養控除を出すのは難しいというお話なので、子供の数で確認したいと思います。現在児童手当を支給されている3歳未満児の数、新たに支給対象になる3歳から6歳未満の子供の数、6歳から扶養控除対象になる15歳までの児童数を教えてください。

児童家庭課長

今、児童手当の支給対象になるということで、実際に支給については所得制限等いろいろあるのですから、その範囲にいる子供の数ということでお答えします。

これは12年、今年の5月現在の住民台帳人口から拾ってきておりますけれども、ゼロ歳から3歳未満児が3,001人、3歳から6歳未満が3,257人、6歳から16歳未満ということでこれが1万2,812人でございます。

中島委員

これは実数ですから、子供たちの数がそのまま児童手当の恩恵を受けられるということにはなりません。実際には数はもっと減るということになりますが、対象児童の数だけで見ても新たに児童手当を受けられる子供たちの数は3,257人、年少扶養控除が受けられなくなる児童は1万2,812人。つまり手当を受ける児童の4倍は増税になる。こういう数になるのではないかと思います。こういうふうにご説明してよろしいか、確認させていただきます。

市民税課長

ただいまの児童数についてでございますけれども、所得税の非課税世帯等の総数も含まれていると思われるので、必ずしも4倍が対象になるというふうに理解してございません。

中島委員

若干の数の違いはあると思いますが、概数はそれぐらいの差があるということから出発して考えていいと思います。

次に、年少扶養控除というのが今回は廃止になると。この中身についてご説明ください。

市民税課長

平成11年に少子高齢化の進展という社会の構造変化のもとで、子育て世帯への配慮として恒久的減税という意味合いから、年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額の額について「38万円」から「48万円」、10万円を加算したものと考えてございます。

中島委員

恒久減税というのは長く続くということだと思っておりますが、今回のお話では1年でやめた。これは恒久ではないですね。あと、子供たちの子育てを援助するために、16歳までのお子さんのいる家庭に対する減税というお話ですが、今回の児童手当は小学校に上がるまでの子供たちを対象とする児童手当の支給です。そうになると、小学校、中学校の子供を持つ家庭というのは具体的な恩恵はないことになるのではないのでしょうか。

小樽では、市民税からいきますと、所得300万の家庭が平成11年度の納税義務者の中では約8割を占める。ほとんど所得300万未満だというお話でした。この300万未満のご家庭が小学生、中学生の子供がそれぞれ1人いる場合、2人いる場合、3人いる場合で、どのように影響するかをお知らせください。

市民税課長

所得金額300万円という仮定で申し上げますと、1人の場合は年額で8,000円、2人の場合は1万6,000円、3人の場合は2万4,000円ということで影響があるものと考えます。

中島委員

それではお子さんを多く持っているご家庭の方が税金の恩恵を受けることが一層少なくなっている。それでしたら、恩恵というよりは、むしろ子供がいっぱいいれば大変なことになる。罰則だと、税金多くなる。こういう形になると思うんです。

市長は先日の代表質問の答弁で、この児童手当について、総合的少子化対策を推進する一環として子育て支援の一助になるものと、このように申しておりました。今私が明らかにしたとおり大変な中身なのです。増税になる方が4倍近くいる。小学校から中学校の子供たちを複数で持つご家庭の方がどんどん税金が多くなる。こういう中身です。これでも子育て支援になるとお考えでしょうか。改めてご返答願います。

市長

今回児童手当の支給範囲が拡大されたわけですから、そういった面では当然子育ての一助になるのは間違いないだろうと思います。ただ、就学前までですから、今お話のように小学校から中学校までの部分については当然年少控除が減るわけですから、その部分は大変な部分もあるだろうと、それはそういうふうに理解しております。ただ、先ほど1万何千人という話ありましたけれども、非課税世帯もあるわけですから、この方がすべてが増税ではないというふうに思いますし、子供さんの数も3人というはまれな方でございまして、どちらかという1人が多いわけですから、そういう面では、大げさに言われればそのとおりかと思えますけれども、確かに恩恵を受ける方とそれから増税になる部分と両方あると思います。

中島委員

一人っ子が多いのは事実ですが、その中でも頑張って3人の子供を持ったり4人の子供を持っているご家庭こそ、そういう援助が必要なのではないですか。私はそのことをもっと評価するようにしないと本当の子育て支援にはならないと、このことを言っているのです。

私たち共産党は、市長もおっしゃったように児童手当の拡大には反対しません。もちろん賛成です。ただ、財源を年少扶養控除の廃止に充てるということ自体、増税対象を大幅にふやしてしまったのです。子育て支援と言うならば国が負担をきちんと責任を持つのが本来で、このような財源手当をすることは間違いだと思います。

大体、恒久減税と言いながらわずか1年で廃止して、大変な負担をさらに押しつけることになったわけですから、子育て支援と大きな声で言える中身ではないのではないのでしょうか。どうしてこんなふうになったかということに関して、宮沢大蔵大臣は「一種の妥協である」と、このように言っておりますし、丹羽厚生大臣は「政治的背景があったことをご理解いただきたい」と、このように言いわけしております。与党の協議で、とにかく児童手当を拡充しなければならなかったという党略的な妥協の産物に振り回される、こういうことは許されないと。国民に対して大変失礼な政策ではなかったかということ意見を述べておきます。

2つ目の問題は、子育て支援センターの計画の問題です。

先日の代表質問の市長答弁で、子育て支援センターの計画が具体化しつつあるということはわかりました。奥沢の保育所と一体となった運営と、このようなお話でしたが、小樽市としては初めてつくる子育て支援センターです。なぜ奥沢の地域とお決めになったのか。まだ決まってないのだとしたら、今名前が上がっているのか。まずこのことを聞かせてください。

児童家庭課長

第1番目に当然土地の問題がございまして、市の所有地でそういう場所がどこにあるのかということで検討した結果、比較的中心地で奥沢にそういうものをつくっても支障のない土地があるということで、奥沢に決定した次第でございます。

中島委員

確かに、私市会議員になったときに各保育所に訪問してあいさつに回りましたけれども、どこの保育所も大変庭が

狭いというか、貧弱なところで保育園があるなという印象でした。

その中で奥沢は比較的園庭が広いという印象を受けて大変心に残っておりましたが、その奥沢の比較的広い園庭を利用してつくるといふことならば、子供たちの遊ぶ場所が狭くなるということになるのではないのでしょうか。その奥沢の保育所につながって、どのくらいの面積をつくる予定なのでしょう。

児童家庭課長

奥沢の保育所でも運動会とかその園庭ですしておりますので、そのことは十分念頭に置きながらその一部を使うということと考えております。今考えているのは120平方メートルぐらいを考えておりますけれども、まだ決定しているわけございませんので、一応そのくらいをめどということと考えております。

中島委員

昨年、私たちが川崎市の子育ての大変進んでいるというところへ視察に行ったときに、愛育会館という大きな駅前を中心街にビルを建てて、その中に老人福祉、子育てセンター、保育所、かなり充実した中身を含めて取り組んでいるお話を聞いてきました。

ここの担当者の皆さんのお話では、子育て支援センターが非常に喜ばれている、成功している、ぜひ全域につくってきたいということをおられました。成功の秘訣の一つは中心街につくったということだということです。これは重要なことだと思うんです。ここは敷地がなく、高いビルにしたのですけれども、小樽市は中心街の検討をしないのでしょうか。中心街にそういうふうに使えるところを十分検討してもなかったということでしょうか。この点についてお答えください。

児童家庭課長

当然中心街ということも念頭に入れながら、いろいろ先ほど言ったように検討したのですが、当然これからの施設というのは車で来る人が多いだろうということで、駐車場もある程度確保できることから奥沢ということで決まったといたしますか、考えた次第でございます。

中島委員

今回、介護保険の関係では社協がヘルパーステーションをつくりました。あれは旧消防の2階のあいてる部屋、2階全部を使ってヘルパーステーションにしましたね。このように小樽市にも実は今使っていない、あいてるところがあるのではないのでしょうか。

私が聞いた段階では、愛育保育園の2階は助産所があった跡で現在は使っていない。こういうところの検討はされないのでしょうか。中心部という問題では、このような有効活用できる場所を積極的に検討してほしい。そして、中心部であれば、外に行けば行くほど保育所の問題もありますし、また、例えば先ほどおっしゃったような新光、銭函、桜のように人口増加地域でお子さんのたくさんいらっしゃる場所について積極的につくるとか、そういう理由ならわかるのですけれども、今の奥沢につくるといふ根拠については、場所的な問題等も含めてまだ十分検討する余地があると思っております。

児童家庭課長

愛育の2階が、検討した時点ではまだ完全にそれがあいているといたしますが廃止した状況ではなかったのですが、当然それも含めて検討を行いました。ただ、あそこは園庭といたしますか、土地もぎりぎり駐車場もないという状況ですので、実際の利用を考えますと多くは車で来るだろうという前提があり、そういう意味から奥沢に決めたということでございます。

中島委員

奥沢では、車の駐車場何十台ぐらい予定されているのですか。

児童家庭課長

先ほどからいろいろお話があるように、園庭が子供の遊ぶのに支障のない範囲ということと考えておりますので、

何十台ということではなくて、その設計をこれからして、できる範囲でつくっていきたいというふうに思っております。

中島委員

これから考えるのであれば、ぜひ私の意見も参考にさせていただきたいのです。

私、釧路の子育て支援センターにも電話かけて聞きました。あちらも中心街とは設定してないそうです。けれども、全市から集まってきて大変にぎわっているというお話でした。

駐車場は30台分あるとっておりました。ですから場所によってはそのような配慮を、あるいは中心街でしたらまた別な配慮になると思うんです。車がなくてもバスや汽車で手軽に来れる場所だったら、そういうことも十分検討できると思います。

あわせて、いかに皆さんが利用できやすい中身をつくるかということで考えないと、言われたからつくったけれども大した利用はしない、こういう中身にしてはいけないと思うんです。

そういう点で、内容についても子育て相談事業、それからサークルの育成とかとっておりますが、愛育会館でもありましたように、子供と一緒に遊ばせて、親がそこに気軽に参加できて交流できるというのがやはり一番大きな希望だそうです。そういう点でお母さんたちが子供を連れてきて、一緒に遊ばせながら交流できるような計画はあるのかどうか。そういうスペースを考えているとは思えないのですが、どうですか。

児童家庭課長

広さについては大体120平方メートルぐらいを考えているということでご答弁しましたけれども、大きさが十分かと言われると、その判断にはいろいろあるかと思っておりますけれども、今回考えている事業の中には親子の交流事業を考えておりますので、そのためには当然そういう遊ぶスペースといいますが、そういうことも必要だということで、そういうことも検討して考えているところでございます。

中島委員

今そのお話をしましたけれども、子育て支援センターは21世紀プランでは1カ所という予定があります。それ以上の計画はないんです。最初の1カ所です。ぜひとも市民の皆さんやお母さんたちのご希望を取り入れて、拘束感のない気軽に参加できる仕組みを取り入れてほしい。

これはほかの子育て支援センターの皆さんたちも、なるべく拘束感のない規約だとか料金や申し込み制度なんかも工夫したらいいというご意見でございました。この点十分配慮して進めていただきたいと思います。

今このように子育て支援を進めていく中で、高島保育所を廃止して赤岩保育所に統合する方針というのは依然続いているのですね。各地域ごとに新設保育所を設置するべきだと思いますが、いかがでしょうか。方針は変わらないでしょうか。

福祉部長

高島保育所と赤岩保育所の統合の問題でございますけれども、これも長年にわたりいろいろ議論がありまして、保護者、お母さんたちと話し合いが何回もなされ、合意を得られたところでございまして、これについては計画どおり進めていきたいと考えております。

中島委員

21世紀プランをつくったときより、少子化の問題は大変急速に深刻に進んでいると私は認識しております。厚生省も矢継ぎ早に新エンゼルプランを出しておりますが、このままこの少子化の勢いで進んでいけば、何年後には地球上には何人しか残らないという生物学的な計算をしている学者さんもいるぐらいです。今本当に真剣に取り組まなければならないというときにですね、このポイントは働きながら子育てできる支援策を強めることだというのは明らかなのです。小樽市が一生懸命つくった21世紀プランだとは思いますが、今の状況に合わなくなっていることを考える時期ではないかと思うんです。そのことを再度言いたいと思います。

中島委員

インフォメーションセンターについて

ロシア人対象の観光案内のインフォメーションセンターが4月に第3埠頭から中央埠頭の方に移動しています。この理由についてお知らせください。

(総務) 竹内主幹

現在中央埠頭にありますインフォメーションセンターについてのお尋ねでございますけれども、このインフォメーションセンターは平成5年5月に第3埠頭旧港湾部前に開設したものでございます。この開設理由でございますけれども、ロシア人の観光客、船員の方々がふえたことによりまして、いろいろ問い合わせ等ございまして、例えば、こういう薬はどこで買えるかとか、どこへ行きたいんだけれどもそれはどう行くのか、そのようなことのお問い合わせがあるものですから、そういう各種情報の提供ということで設置したものでございます。

今現在あります中央埠頭の外航船舶待合所の中に移設したわけでございますけれども、ここでも同じようなサービスを提供しておりまして、この利用者がもとの港湾部前の10倍ぐらいの来訪者があったわけでございます。そうすることで、できることならたくさんの方にいろいろな情報を提供したいということでございまして、今年の4月に港湾部前から中央埠頭の方に移設したものでございます。

中島委員

この勤務者は市の職員でしょうか。何人ぐらい、どういう体制で仕事をしているのですか。

(総務) 竹内主幹

今現在勤務している方は、市の嘱託職員でございます。毎週月曜日から土曜日の6日間、午前9時から15時まで、2人体制で勤務しております。

中島委員

最近この職員の方が、飲酒したロシア人から体に触られるなどのセクハラ行為を行われることが頻繁にあり、大変不愉快な思いをしている。このことについては、国際交流課及び港湾の方にも何度か電話をして、対策を立ててほしいと言っているにもかかわらず改まらない。何とかしてほしいという苦情が寄せられております。この件について、これまでの経過をお知らせください。

(港湾) 港政課長

ただいま中央埠頭にございます外航船客待合所の経緯及び3月までの状況について、ご説明を申し上げます。

現在の建物につきましては、昭和57年に小樽利礼航路のフェリーターミナルとして建設されて、平成5年まで利礼航路として利用してございます。その後、日ロフェリー定期航路の開設に伴いまして、小樽市の外航船客待合所として、C I Q設備、税関・入管の施設、それから、それらに対するサービスの売店、それと代理店事務所、そのほかに、3月までにつきましてはうちの方で簡易なロシア人に対する業務案内の場所として設立してございます。

(総務) 竹内主幹

待合所を利用していた方のトラブルと申しますが、そういうことがあったということは電話で報告を受けております。それにつきましては、お酒に酔っていたということを聞いておりますが、4月3日それから6月9日に話しかけてきてですね、体を触りにきたというような報告を受けております。

4月3日の日のインフォメーションセンターの状況でございますけれども、前にカウンターがございましてその横から出入りするような形になってございました。そのような状況があったものですから、つい立てを移動しましてカウンターの横から入れないようにしていたところでございます。6月9日にもお酒に酔って近寄ってきた方がいるんですけども、その人は4月3日に来た方と同じ人ではないかというふうに聞いてございます。

中島委員

お酒の販売は許可されている中身かどうかですが、もしこの売店に関して具体的にこのお酒の問題では持ち込

んだものなのか、そこで購入してそういう状態になっているのか、そこら辺についてはお聞きですか。

(港湾) 港政課長

売店でアルコール販売の件についてでございますけれども、外航船客に来られる方のサービス業務としまして、喫茶、土産品等の物品販売、それらをメインとしまして売店を設置してございます。ただ、一部にロシア船、客船の機関員などに頼まれて購入してお渡ししているという例も伺っております。ただ、保健所で発行してあります飲食業上の許可につきましてはアルコールも扱えるという状況になってございますけれども、現在はそういう形でご協力いただいております。

中島委員

お酒を全くそこに持ち込むことはだめなわけではないというご判断でされているわけですから、それを取り締まるといふことにならないとすれば、具体的に起きてくる問題にどう対処するかということを実際に親身になって対応しなければならぬと思います。相談されてきた方は、何回か相談しても解決されない。これは小樽市の管理している区域の中で嘱託職員が受けている問題ということで対策を立ててほしいと思うんです。本人たちと話し合いをするなり、あるいは男性の職員も配置するなり、ブザーを持たせるとか、これは軽犯罪、犯罪ですから、そういうふうな認識をしてお酒飲んでから仕方がないというような対応ではなくて、ちゃんと本人たちの苦しめる状況に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(総務) 竹内主幹

確かにそういう状況にあるのは私も聞いてございます。

その対応策でございますけれども、常時我々がそこにいればそういう対応もできるのでしょうかけれども、中央埠頭とこちらの方で離れていて、電話あったときにすぐ飛んで行っても間に合わないような状況だと思います。手をこまねいてばかりはいただけませんので、張り紙で注意を喚起するとか、そういうような何らかの改善策を検討しているところでございます。電話がございましたら行って国際交流と港湾部で実際現地へ飛びまして、いろいろ話を聞いたりとかですね、そのような対応をしているつもりでございますけれども、今後も有効な改善策等について検討していきたいと考えてございます。

中島委員

何回かそういう電話をして、来ていただいて対応の話もしているというんです。けれども改善しないから相談に来たというお話でした。つまり、今のような対応では改善してないということだと思っておりますが、これについてはこの場で長々とお話しするわけにはいきませんので、具体的で有効な方法を含めて、どうやっていくかということとさらに検討していただくということをお願いしたいと思います。

委員長

質疑終結。意見調整のため暫時休憩。

休憩 午後4時20分

再開 午後5時00分

委員長

会議を再開いたします。

中島、北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。

中島委員

日本共産党を代表して、議案第1号、第3号に関して修正案を提案します。

詳細は本会議で行いますが、以下簡単に述べます。

介護保険開始に伴い、国保加入者の介護保険料が従来からの国保料に上乘せられるために、それだけでなくも高くても払い切れない国保料が一層負担が重くなります。修正案は加入者の負担を1世帯当たり1万円の軽減を図るものであります。財源は減債基金を取り崩すことといたします。修正案に賛成くださるようお願いして説明いたします。

委員長

これより修正案を含め、一括討論に入ります。

北野委員

日本共産党を代表して、ただいま提案されました一般会計補正予算に対する修正案に賛成、原案に反対、その他の議案につきましては議案第3号に反対の討論をいたします。

40歳から64歳までの2号被保険者の国民健康保険料は、介護保険料が加わって、これまで払いたくても払い切れない人が大勢いるのに、さらに滞納者がふえることは明らかである。これは政府も認め、収納対策交付金を手当てしているくらいです。ところが保険料減額に充てられる交付金の総額は2,100万円で、1人当たり年間1,600円にすぎません。我が党としては、非課税世帯の介護保険料の減額・免除の制度を国に設ける、これを要求するとともに、それまでの間は、小樽市独自に減免制度をつくって市民の苦しみを緩和すべきで、我が党の修正案は最小限のこととして国保加入者1世帯当たり1万円を軽減するものです。財源は減債基金を充てることとします。ぜひ賛成してくださいようお願いします。

ここで、6月25日投票で行われた総選挙で、全国と同じように小樽市内でも日本共産党を誹謗中傷する謀略ピラ・パンフレットが大量にばらまかれました。これは公職選挙法違反の疑いがあるとか可能性があると言管の委員長でさえ答弁しています。一体だれが選挙戦を汚す行為を行ったか、本市議会としても極める必要があります。我が党は、この国民主権を侵す謀略ピラ・パンフの背景、配布実態を事実で示し、謀略選挙を一掃することを提案しています。

ところが不当にも、我が党の質問の肝心な部分を自民党、公明党が多数で削除するということを強行しました。

わが党は、もし-----謀略ピラをまいていないと言うのだったら、全会派でまいた者を告訴しようではないかという提案まで行いました。まかれた場所は我が党が承知しているということまで加えました。しかし、やろうと言わない。

また、質問を削除するということではなくて、----- 発言の中でみずからの主張を述べることも提案しましたが、これも受け入れられず削除が強行されたことは民主主義の否定につながることで承服できません。

我が党は、今後とも国民主権が正しく行使されるよう、謀略選挙を許さない世論と運動を市民とともに進めることを表明し、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号に関する修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第3号について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りします。

議案についてはいずれも可決と、報告は両件とも承認と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも副委員長をはじめ委員各位と市長はじめ理事者の皆様のご協力によるものと感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉会宣告。